

条 例

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第五十三号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表都市整備部の項第一号中「第百十六号イ及び第百二十一号イ」を「第百十七号イ及び第百二十二号イ」に改め、同項第五号中「第百十六号ハ及び第百二十一号ハ」を「第百十七号ハ及び第百二十二号ハ」に改め、同項第九号中「第三項」を「第五項」に改め、同号金額の欄イを削り、同欄ロを次のように改める。

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第六条の二第三項の確認書若しくは同条第四項の住宅性能評価書(いづれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合しているものに限る。第百十一号において同じ。)又はこれらの写しが提出された場合

(1) 一戸建ての住宅

(イ) 新築の場合 八千円

(ロ) 増築又は改築の場合 一万三千円

(2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号から第百十二号までにおいて同じ。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(イ) 床面積の合計(申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。)が五百平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合 一万七千円

(ロ) 増築又は改築の場合 二万五千円

(ニ) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合 二万八千円

(ロ) 増築又は改築の場合 四万二千元

| | | |
|---------------------------------------|----------------------------|--------------------|
| (三) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの | (イ) 新築の場合 (ロ) 増築又は改築の場合 | 五万二千元 七万八千元 |
| (四) 床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの | (イ) 新築の場合 (ロ) 増築又は改築の場合 | 七万八千元 十一万八千元 |
| (五) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの | (イ) 新築の場合 (ロ) 増築又は改築の場合 | 十一万五千元 十七万三千元 |
| (六) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの | (イ) 新築の場合 (ロ) 増築又は改築の場合 | 十九万九千元 三十万円 |
| (七) 床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの | (イ) 新築の場合 (ロ) 増築又は改築の場合 | 二十五万七千元 三十八万六千元 |
| (八) 床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの | (イ) 新築の場合 (ロ) 増築又は改築の場合 | 三十万円 四十五万円 |

別表都市整備部の項第九号金額の欄ハ中「及びロ」及び「を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同欄ハを同欄ロとし、同項第十号中「第三項」を「第五項」に、「前号金額の欄イ(1)、ロ(1)又はハ(1)」を「前号金額の欄イ(1)又はロ(1)」に、「同欄イ(2)ーから(ハ)まで、ロ(2)ーから(ハ)まで又はハ(2)ーから(ハ)まで」を「同欄イ(2)ーから(ハ)まで又はロ(2)ーから(ハ)まで」に改め、「（共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））」を削り、同項第十一号金額の欄イを削り、同欄ロを次のように改める。

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第三項の確認書若し

くは同条第四項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合

- (1) 一戸建ての住宅
 - (一) 新築の場合
四千元
 - (二) 増築又は改築の場合
六千五百円
- (2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - (一) 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が五百平方メートル以内のもの
 - (イ) 新築の場合
八千五百円
 - (ロ) 増築又は改築の場合
一万二千五百円
 - (二) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
 - (イ) 新築の場合
一万四千元
 - (ロ) 増築又は改築の場合
二万千元
 - (三) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの
 - (イ) 新築の場合
二万六千元
 - (ロ) 増築又は改築の場合
三万九千元
 - (四) 床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの
 - (イ) 新築の場合
三万九千元
 - (ロ) 増築又は改築の場合
五万九千元
 - (五) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの
 - (イ) 新築の場合
五万七千五百円
 - (ロ) 増築又は改築の場合
八万六千五百円
 - (六) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの
 - (イ) 新築の場合
九万九千五百円
 - (ロ) 増築又は改築の場合
十五万円
 - (七) 床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの
 - (イ) 新築の場合
十二万八千五百円
 - (ロ) 増築又は改築の場合
十九万三千元

- (ハ) 床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの
 十五万円
- (イ) 新築の場合
 二十二万五千五百円
- (ロ) 増築又は改築の場合

別表都市整備部の項第一百一十号金額の欄ハ中「及びロ」及び「を申請住戸数で除して得た金額(その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、同欄ハを同欄ロとし、同項第一百一十号中「前号金額の欄イ(1)、ロ(1)又はハ(1)」を「前号金額の欄イ(1)又はロ(1)」に、「同欄イ(2)からハまで、ロ(2)からハ(1)まで又はハ(2)からハまで」を「同欄イ(2)からハまで又はロ(2)からハまで」に改め、「(共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額(その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))」を削り、同項第一百三号中「第九条第一項」の下に「及び第三項」を加え、同項中第二百十五号を第二百二十六号とし、第二百二十四号を第二百五号とし、同項第二百二十三号中「第二百一十号金額の欄イ」を「第二百二十二号金額の欄イ」に、「第二百一十号金額の欄ロ」を「第二百二十二号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第二百二十四号とし、同項第二百二十二号中「第二百一十号金額の欄」を「第二百一十号金額の欄」に改め、同号を同項第二百二十三号とし、同項中第二百一十号を第二百二十二号とし、同項第二百二十号中「第二百二十五号イ(2)」を「第二百二十三号イ(2)」に、「第二百二十四号イ(2)」を「第二百二十五号イ(2)」に改め、同号を同項第二百一十号とし、同項第二百十九号中「第二百二十五号」を「第二百二十六号」に改め、同号を同項第二百一十号とし、同項第二百十八号中「第二百十六号金額の欄イ」を「第二百十七号金額の欄イ」に、「第二百十六号金額の欄ロ」を「第二百十七号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第二百十九号とし、同項中第二百十七号を第二百十八号とし、第二百十六号を第二百十七号とし、同項第一百五号金額の欄イ(2)中「第二百十七号」を「第二百十八号」に改め、同欄イ(3)中「第二百十七号イ(3)」を「第二百十八号イ(3)」に改め、同欄ロ(3)中「第二百十七号ロ(3)」を「第二百十八号ロ(3)」に改め、同号を同項第二百十六号とし、同項第二百十四号の次に次の一号を加える。

| | | | |
|----------------|------|------|------|
| 百十五 | 長期優良 | 認定長期 | 十六万円 |
| 住宅の普及の促進に関する法律 | 優良住宅 | 建築等計 | |
| 第十八条第一項 | 画に基づ | 画に基づ | |
| の規定に基づく | く建築に | く建築に | |
| 住宅の容積率の | 係る住宅 | 係る住宅 | |

| | |
|----------------|----------------|
| 特例の許可の申請に対する審査 | の容積率の特例許可申請手数料 |
|----------------|----------------|

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第四百十一号から第四百十二号とし、第三百八十三号から第四百十号までを一号ずつ繰り下げ、第三百八十二号の次に次の一号を加える。

三百八十三 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年二月二十日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第九号から第十二号までの規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正前の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第九号から第十二号までの規定(長期優良住宅建築等計画が住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十八号)による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第六条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。)(が提出された場合の申請に係る部分に限る。)(については、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、改正前の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第九号中「定める額を、申請に係る住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(以下この号から第十二号までにおいて「申請住戸数」という。)で除して得た金額(その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」とあるのは「定める額」と、同項第一百十号中「金額(共同住宅等については、その金

額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）（）」とあるのは「金額」と、同項第百十一号金額の欄イ中「定める額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）（）」とあるのは「定める額」と、同項第百十二号中「金額（共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）（）」とあるのは「金額」とする。